

指定訪問介護ヘルパーステーションみるく重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 ゆりかご
代表者役職・氏名	代表社員 右城 京子
本社所在地・電話番号	高知県長岡郡本山町本山 870 番 3 (TEL) 0887-76-3920
法人設立年月日	令和 5 年 8 月 2 5 日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	ヘルパーステーションみるく
事業所番号	訪問介護 (介護保険事業所番号 3972200186)
所在地	〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 5 4 7 番 1 号
電話番号	0887-76-3920
F A X 番号	0887-76-3920
通常の事業の実施地域	本山町、大豊町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで（年末年始は除く）
営業時間	午前 9 時から午後 18 時まで（ただし、営業時間外でも相談に応じサービス提供可能な体制をとる。）

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常勤 1人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。 	常勤 1人以上 非常勤 1人以上

3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>
通院等乗降介助	<p>通院、外出のため、訪問介護員が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（級地：その他）

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	820円 を加算	82円を 加算	164円 を加算	246円
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		650円 を加算	65円 を加算	130円 を加算	195円
援生活助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円
通院等乗降介助		970円	97円	194円	291円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 1 0 . 0 0 円（級地：その他）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 25%			
深夜加算	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1 回につき 1,000 円	100 円	200 円	300 円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1 月につき 2,000 円	200 円	400 円	600 円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.00円（級地：その他）

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所 加算Ⅰ	加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の20%	
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
特定事業所 加算Ⅲ	加算の体制要件、重度要介護者等対応要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
特定事業所 加算Ⅳ	加算の体制要件、人材要件、その他の対応要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の3%	
特定事業所 加算Ⅴ	加算の体制要件、人材要件、その他の対応要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の3%	
介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の月額賃金改要件、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅴのすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 総単位数の24.5%	
介護職員等処遇 改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の月額賃金改要件、加算のキャリアパス要件のⅠ～Ⅳに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 総単位数の22.4%	
介護職員等処遇 改善加算Ⅲ	介護職員の賃金の月額賃金改善要件、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのいずれかに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 総単位数の18.2%	
特別地域訪問介護加算	厚生労働省の定める特別地域に所在しており、訪問介護サービスを提供する場合	1月に月につき総単位数の15%	

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域外への訪問については、交通費の実費をいただきます。

自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり30円を交通費として請求いたします。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の30%の額
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の50%の額

(4) その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。イ 請求書は、利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

(3) 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替（毎月末日※金融機関が休日の場合は翌営業日にご指定口座より、引落しさせていただきます。）

イ お支払いを確認しましたら、必要であれば、事前にお渡しした利用料請求書兼領収証に加えて領収書を発行しますので、お申し付けください。

（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

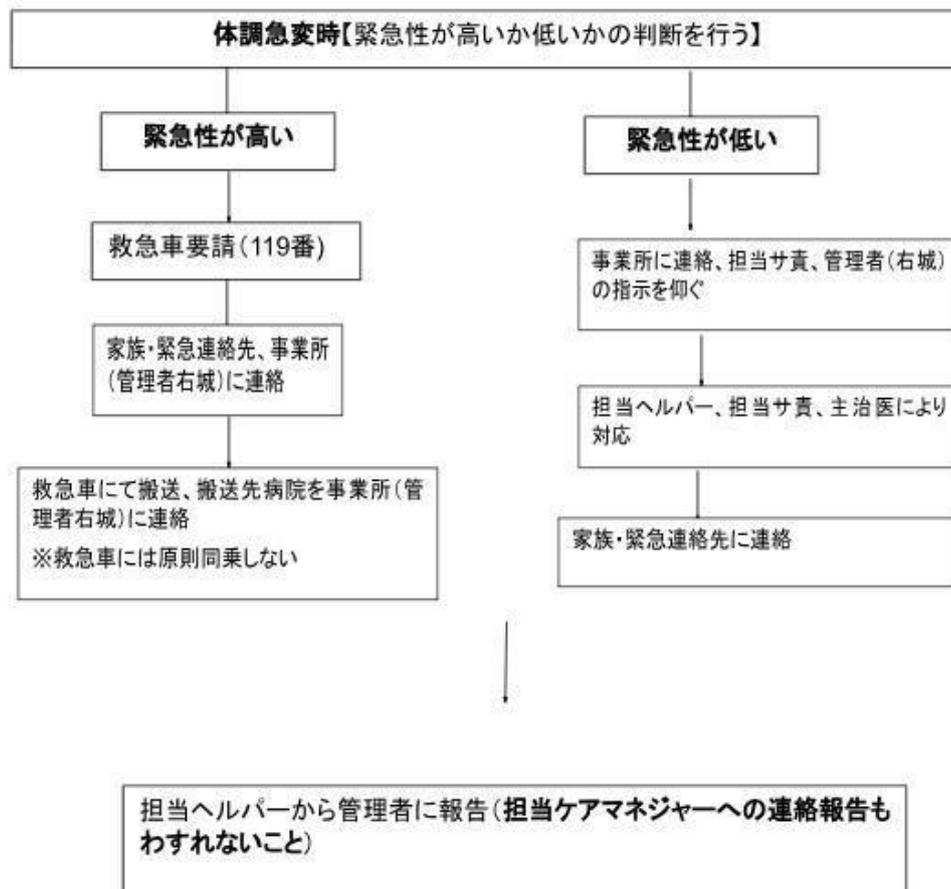
6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

緊急時の対応フロー（訪問介護員）



※家族在宅時については、まず家族に報告し相談すること

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	
事業所の窓口	TEL : 090-5145- 1405 FAX : 0887-76-3920	受付時間 (緊急時に限り 24 時間) 9:00~18 : 00 (月～日、年末年始除く)
その他関係機関 連絡先	名称 所在地 電話	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名：介護労働安定センター関係団体保険 保 険 名：介護事業者賠償責任補償</p>

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 右城 京子
電話番号	090-5145-1405 (直通)
受付時間	午前9時から午後18時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (12月29日から1月3日までは要相談。)

自治体及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村介護保険相談窓口 (本山町健康福祉課)	TEL：0887-70-1060 FAX：0887-70-1038
高知県国民健康保険団体連合会	TEL：088-820-8410 (8411) FAX：088-820-8413
高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課	TEL：0887-823-9681 FAX：0887-823-9259

1.1 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱いウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等） オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

日付：

法人名 合同会社 ゆりかご

所在地 高知県長岡郡本山町本山 870 番 3 号
(事業所名 ヘルパーステーションみるく

所在地 高知県長岡郡本山町本山 547 番 1 号)

代表者

説明者

職名

氏名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

利用者との続柄 ()